

間税会ニュース

平成30年9月15日
No. 53



福岡国税局
間税会連合会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：博多間税会

櫛田神社（福岡市博多区）

博多の総鎮守。商売繁盛、不老長寿の守り神として信仰を集めており、地元の人から「お櫛田さん」と称され親しまれています。氏子の奉納神事である「博多祇園山笠」は全国的にも有名で、クライマックスの「追い山」は毎年7月15日午前4時59分、一番山笠の櫛田入り奉納を皮切りに、合計8つの山笠が次々に櫛田入りを行之、博多の街を駆け抜けます。

.....

（主要目次）

●福岡局間連第45回通常総会	2	●税情報	7
●祝 辞	3	軽減税率制度への対応	7
●活動報告・新着情報	5	レジ入替え・システム改修	8
福岡局間連女性部研修会	5	請求書の記載事項	8
小倉間税会創立30周年記念式典	5	帳簿の区分経理	9
福岡間税会総会	5	適用税率の判定	9
●福岡国税局幹部間税会担当者の紹介	6	●税務図書の紹介	11

第45回通常総会を開催。戎 義俊氏が記念講演

会員増により活動の輪を広げよう

主 催	福岡国税局間税会連合会
日 時	平成30年6月11日（月）
場 所	ホテルセントラーザ博多



福岡国税局間税会連合会（中野文治会長）は6月11日、福岡市博多区のホテルセントラーザ博多で第45回通常総会を開催した。

当日は来賓として、福岡国税局から榎本局長、櫻井課税第二部長、植松消費税課長のほか、池田福岡税務署長、柴田博多税務署長、中野佐賀税務署長、高尾長崎税務署長、また、全国間税会総連合会から關口副会長、その他友誼団体から、多数の代表のご臨席を賜りました。



中野会長はあいさつの中で、平成29年度以降も全間連の最重点施策として「会員増強による組織拡大等」「消費税完納運動の更なる推進」そして「消費税の啓発活動等の拡充」の3点が掲げられております。

間税会活動を活発に展開していくためには、何よりも会員拡大と財政基盤の強化を図ることが重要で、厳しい状況下ではありますが、会員増強に努め、なるべく早期に10,000人社を越える会員数を実現し、消費税に対する理解を深めるべく、活動の輪を広げていきたいと考えております。

また、平成31年10月の消費税10%への引き上げと同時に導入される軽減税率制度については、様々な問題が指摘されており、間税会としては従来から「単一税率」を一貫して提言してきたわけですが、一方では、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している団体でもありますので、軽減税率制度導入に当たって研修会を開催するなど、制度の周知、理解、啓蒙に努めていくことも大切であり、また、それを求められておりますので、ご理解いただき、これらへの取り組みもよろしくお願いしますと述べた。

続いて議長に同会長を選出して議事に入り、提出5議案は、いずれも満場一致で可決承認されました。

引き続き、功績者、組織拡大功労団体、会員加入勸奨功労者の表彰が行われ、終了後、榎本局長と關口副会長よりご祝辞をいただきました。

総会后、台北駐福岡経済文化辦事處 處長 戎 義俊氏の「『日本精神』・日台を結ぶ目に見えない絆」と題した記念講演会を開催、ご自身の5年3か月の在任中の九州、山口での活動を紹介され、過去、現在、未来にわたる日台関係についての熱い思いを説かれました。参加者は時間を忘れ聞き入り、大変有意義だったと大好評でした。





〈祝 辞〉

福岡国税局長

榎 本 直 樹(現 大阪国税局長)

本日、福岡国税局間税会連合会の第45回通常総会が盛大に開催され、すべての議事が滞りなく終了されましたことを、心からお慶び申し上げます。

間税会会員の皆様をはじめ、御臨席の皆様には平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことを、本席をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

加えて、ただ今、会長顕彰により表彰を受けられた皆様は、これまで会員増強による組織の拡大や消費税完納運動の推進などにご尽力され、間税会活動の活性化や税の啓発活動に多大な貢献をされた方々であります。皆様のこれまでのご功績に敬意を表しますとともに、本日の受彰に対し心からお祝い申し上げます。

さて、貴連合会は昭和48年3月の発足以来、福岡国税局管内の31の間税会の取りまとめ役として、消費税のあり方等について提言活動や、各間税会の様々な活動への支援に努めてこられました。

また、各間税会におかれましては、地域における消費税をはじめとした間接税に関する民間団体として、「消費税完納運動の更なる推進」や国税庁の後援事業となりました「税の標語」の募集などの活動を展開し、消費税に関する正しい税知識の普及や納税道義の高揚に寄与されておられます。これらの取組みに対し、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

ご承知のとおり、来年10月には消費税率の引上げと軽減税率制度の実施が予定されております。国税当局といたしましては、事業者の皆様には制度の内容を十分理解していただけるよう、着実な制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでるところです。

実施時期も近づいてきますので、事業者の皆様にはそのための準備を円滑に進めていただくため、間税会の皆様には、制度の周知等にますますのお力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。

納税者の皆様の理解と信頼を確保しつつ、このような取組を進めていくためには、幅広い業態、業種の方々が参加されている間税会の活動は益々重要なものになると考えております。

間税会の活動がより充実したものとなりますよう、従来にも増して連携、協調関係を深めてまいりますので、今後とも税務行政のよき理解者として、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、福岡国税局間税会連合会並びに管内各間税会のますますの御発展と、本日御臨席の皆様の御健勝と御繁栄を心から祈念いたしまして、私の祝辞といたします。



〈祝 辞〉

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義

ただ今、福岡国税局間税会連合会の第45回通常総会の全議案の審議が滞りなく終了され、誠にありがとうございます。

福岡局間連の皆様には、平素から全間連の会務運営につきまして、深いご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

また、福岡国税局長の榎本様をはじめ国税ご当局の皆様には、間税会に対しまして、深いご理解とご指導・ご支援を賜っております。この機会に改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、私ども間税会に関わりが深い消費税につきましては、来年10月から税率が更に10%に引き上げられることとされておりますが、私たち間税会は、消費税の税率引上げに積極的に賛同したり、推進する団体ではありません。しかしながら少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性や、厳しい財政事情などから見て、消費税率の引上げは、避けて通れないやむを得ない措置であると受け止めております。

また、消費税率10%への再引上げに併せて、低所得者対策として、飲食料品と新聞を対象にした軽減税率制度が導入されることとなっております。

全間連では、消費税率の引上げの際に問題となる低所得者対策につきましては、軽減税率制度はその対象選定に合理的な基準を見出すことが困難であることや、本来の低所得者対策にはならないこと、更には事業者の事務負担も増加するなど様々な問題があります。したがって、従来から消費税率は単一税率として、低所得者対策につきましては「給付付き税額控除制度」によるよう提言してきたところであり、本年度においても「単一税率の維持」を強く求めていくこととしております。

その一方で、全間連は税務関係民間団体として、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している団体であります。したがって、税制等に関する提言活動とは別に、軽減税率制度が予定どおり導入された場合、会員の皆様を始めとする事業者の皆様が誤りなく適正に適用していただくため、軽減税率制度の説明会等を積極的に開催していく必要があると考えておりますので、会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、軽減税率制度の説明会等の開催に当たりましては、国税ご当局と前広に協議・相談しながら、一層の連携・協調を図っていただき、実り多いものとなりますよう、よろしくお願い致します。

なお、軽減税率制度の周知活動の一環として、この度、全間連として「軽減税率制度のポイント解説」という書籍を発行することとしておりますので、より多くの方々にご購入していただきますようお願い申し上げます。

また、全間連では、来年10月からの消費税率の10%への再引上げと、軽減税率制度の導入を控え消費税の会である間税会の果たすべき役割が、益々、高まってくることを踏まえ、会活動を活性化し、財政基盤の強化を図る観点から、平成26年4月以降の「最重点施策」に引き続き、平成29年度以降も「最重点施策」を3点決定しました。

「最重点施策」の1点目は「消費税完納運動の更なる推進」であり、第2点目は「消費税の啓発活動等の拡充」であり、第3点目は「会員増強による組織拡大等」であり、いずれも消費税の関係団体である間税会の活動としては、極めて重要な活動方針であると考えております。

したがって、これまでの取組状況などを分析・検証し、最重点施策の実現に向けた、より実効性のある取組みを積極的に展開していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、従来から大変好評を博しております「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等につきましては、平成30年度においても、少なくとも100万枚の作成枚数を確保したいと考えておりますので、引き続き、増刷に取り組んでいただきますとともに、クリアファイル等のDVD版による「ミニ租税教室」の開催にも、積極的な取組みをお願い申し上げます。

そして、「税の標語」の募集活動につきましては、本年2月から国税庁の後援名義の使用許可をいただきましたので、これを励みとして、応募点数の更なる増加と、より多くの間税会が取組みに参加していただきますよう、よろしくお願い致します。

さらに、いわゆるe-Tax（イータックス）の利用促進や、マイナンバー制度の適正利用と周知活動にも取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解の上、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、福岡局間連及び傘下各会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしております。

また、国税ご当局の一層のご指導・ご支援、友誼団体のご厚誼をお願い申し上げますとともに、ご臨席の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

活動報告・新着情報

福岡局間連女性部研修会を開催

主 催：福岡局間連女性部

日 時：平成 30 年 8 月 20 日（月）

場 所：ホテルセントラータ博多



福岡国税局間税会連合会女性部（滝山真弓部長）は、8 月 20 日（月）福岡市博多区のホテルセントラータ博多で研修会を開催した。

局間連女性部会員、単位会の女性部会員、局間連の中野文治会長、市丸専務理事など 50 人が参加した。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| 「研修会 1」 | 『インボイス制度などの改正消費税最新情報』 |
| 15:00 ～ 16:00 | 講 師：福岡国税局消費税課長 植松 浩行様 |
| 「研修会 2」 | 『子や孫に伝えたい身近なお金の話』 |
| 16:00 ～ 17:00 | 講 師：福岡財務支局金融調整官 専門調査員 八崎 美姫様 |
| 「懇 親 会」 | |
| 17:00 ～ 18:00 | |



研修では、配付された盛沢山の資料に驚きながらも講師の軽妙でユーモアたっぷりの説明に時間を忘れ、熱心な研修会となりました。

研修会後の懇親会も女性部らしく華やかな雰囲気の中、交流を深めました。

小倉間税会創立 30 周年記念式典を盛大に開催

小倉間税会創立30周年記念式典・通



小倉間税会（深町宏子会長）は 5 月 16 日、北九州市小倉北区のステーションホテル小倉で創立 30 周年記念式典・講演会を開催した。

来賓として小倉税務署の伊東和春署長ら幹部、中野文治福岡国税局間税会連合会会長らが出席した。

式典は平成 29 年度通常総会後に行われ、丸山二也副会長や来賓代表の伊東署長のあいさつに続き、林 史郎最高顧問と末永雅文氏の元会長 2 人に対し長年にわたり会の発展に貢献した功績をたたえ、感謝状が贈呈された。

引き続き講演会に入り、明治天皇の玄孫で作家の竹田恒泰氏が「日本はなぜ世界でいちばん人気があるのか」と題して話した。竹田氏は「古事記」の記述をもとに天皇と国民のつながりについて説明し、「歴代の天皇には『国民の幸せが天皇の幸せ』という精神が受け継がれているからこそ、日本が現存する世界最古の王朝国家となっている」と強調した。また、「働くことの喜びや世のため、人のために努力することが日本人の和を大切にする精神だ」と語り、「人は死にざまが大事。他人に『惜しい人を亡くした』と言われて死ぬことこそが本望だ」と訴えた。

講演会には会員のほか、他の税務関係団体や一般市民約 300 人も詰め掛け、竹田氏のユーモアあふれる語り口に笑いが絶えなかった。

この後の祝賀会では、バンド「乙宗亮輔 With イリオス」のジャズライブなどを楽しみながら、30 周年を盛大に祝った。



福岡間税会が総会

福岡間税会（林孝行会長）は 5 月 17 日、福岡市中央区の天神スカイホールで平成 30 年度通常総会を開催した。

来賓として福岡税務署の池田政彦署長ら幹部が出席した。

まず林会長があいさつに立ち、間税会の役割として消費税増税の必要性の P R や消費税の啓蒙活動に会を挙げて積極的に取り組んで行きたいとし、協力を呼び掛けた。

続いて 30 年度事業計画案を承認。その重点事項として会員増強による組織拡大と財政基盤の確立・強化、消費税完納運動のさらなる推進、消費税に関する啓発活動の拡充などをはじめ、税務関係民間団体との連携の強調を決めた。また、新任理事の選任および理事会による理事選任等案についても承認した。

総会後は記念講演が行われ、「愛しとーと」代表取締役兼 CEO の岩本初恵氏が「信念をならって今を生きる」のテーマで話し大好評であった。

福岡間税会通常総会



福岡国税局幹部 ご紹介（敬称略）

福岡国税局では7月に定期人事異動がありました。



福岡国税局長
おはら のぼる
小原 昇
(滋賀県出身)

昭和 61 年 4 月 大蔵省入省
平成 4 年 7 月 延岡税務署長
平成 19 年 7 月 東京国税局 課税第一部長
21 年 10 月 国税庁 調査査察部 調査課長
26 年 7 月 九州財務局長
27 年 7 月 仙台国税局長
28 年 7 月 国土交通省 大臣官房審議官
(官庁営繕部担当)
29 年 7 月 国土交通省 大臣官房審議官
(国土政策局担当)



福岡国税局
課税第二部長
まつ い せい じ
松井 誠二
(大阪府出身)

平成 9 年 4 月 国税庁入庁
22 年 7 月 財務省 主税局税制第二課
課長補佐（消費税担当）
25 年 7 月 国税庁 徴収部徴収課 課長補佐
26 年 7 月 国税庁 課税部酒税課 課長補佐
27 年 7 月 国税庁 長官官房企画課 課長補佐
28 年 7 月 広島国税局 課税第二部長
29 年 7 月 広島国税局 徴収部長

間税会事務担当者の紹介



福岡国税局
課税第二部
消費税課長
うえまつ ひろゆき
植松 浩行

(出身) 長崎県
(前職) 留任
(趣味) 特に無いのですが、軽くジョギングなど。
(座右の銘) 信念が無いのか、特にありません。
(間税会に一言)
会員の増加を期待しております。改正消費税の対応は皆様方のお力添えが必要です。よろしくお願いいたします。



福岡国税局
課税第二部
消費税課
総括主査
にしやま たか し
西山 貴志

(出身) 佐賀県
(前職) 福岡税務署
(趣味) 釣り
(座右の銘) 一期一会
(間税会に一言)
改正消費税への対応等、御協力をお願いすることが多いと思いますが、一年間よろしくお願いいたします。



福岡国税局
課税第二部
消費税課
総務係長
たにやま けい こ
谷山 桂子

(出身) 長野県
(前職) 留任
(趣味) スポーツ観戦
(座右の銘) 一息
(間税会に一言)
前事務年度に引き続き一年間お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

間税会は軽減税率に反対ですが、 知識・対策は必要です。

国税庁広報資料から



軽減税率制度への対応には 準備が必要です!

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

POINT



飲食料品の取扱い
(販売)がある



飲食料品の取扱い
(販売)がない

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

● 小売業・飲食業

- ・区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- ・システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

● 卸売業・製造業

- ・取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- ・システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の①②③を全てご確認ください。

仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、区分して経理し、仕入税額の計算が必要です。

※右の②③をご確認ください。

①

レジの入替えやシステムの改修について
⇒8ページの①へ

②

請求書等の記載事項について
⇒8ページの②へ

③

帳簿の区分経理・記載事項について
⇒9ページの③へ

9ページの③では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



軽減税率対策補助金の2つの申請類型

A型

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合

B型

電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【専用ダイヤル】0570-081-222

【URL】<http://kzt-hojo.jp>

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

② 請求書等の記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

請求書			
株〇〇御中		XX年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	米 ※	5,400円	A
11/1	牛肉 ※	10,800円	
11/2	キッチンペーパー	2,200円	
⋮	⋮	⋮	
合計		131,200円	B
10%対象		88,000円	
8%対象		43,200円	
※軽減税率対象 A △△商事株			

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

請求書			
株〇〇御中		XX年11月30日	
軽減税率対象 A			
日付	品名	金額	
11/1	米	5,400円	
11/1	牛肉	10,800円	
⋮	⋮ B	⋮	
8%対象		43,200円	
標準税率対象			
11/2	キッチンペーパー	2,200円	
⋮	⋮ B	⋮	
10%対象		88,000円	
合計		131,200円	
△△商事株			

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書 (軽減税率対象) A			
株〇〇御中		XX年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	米	5,400円	
11/1	牛肉	10,800円	
⋮	⋮ B	⋮	
合計		43,200円	
△△商事株			

請求書			
株〇〇御中		XX年11月30日	
日付	品名	金額	
11/2	キッチンペーパー	2,200円	
⋮	⋮ B	⋮	
合計		88,000円	
△△商事株			



- A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。⇒ 現行の請求書と変わりありません。

③ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月～)
帳簿の 記載事項	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 取引の対価の額(税込み)	左記①～④の記載事項に加え ・ 軽減税率の対象品目である旨

【記載に関する留意点】

- ① 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものである必要があります。
- ② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例



総勘定元帳		【仕入勘定】	(税込経理)
XX年		摘要	借方(単位:円)
月	日		
11	30	株〇〇物産 雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産 ※食料品(11月分) A	43,200
⋮	⋮	⋮	⋮ B
			(※:軽減税率対象品目)

A 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。

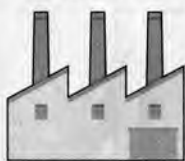
B 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



軽減税率かどうかの
判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、
商品の販売を行ったとき(取引時点)に判定します。



メーカー

メーカーが「飲食料品」
として商品を販売したか
により、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「飲食料品」
として商品を販売したか
により、税率を判定



小売店

業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

食品製造業

- ・ 飲食料品を製造するための外注加工費は、標準税率が適用されます。
- ・ 製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、標準税率が適用されます。

食品卸売業

- ・ 通常必要な容器(缶・トレイ等)に入った食品の販売には、全体に軽減税率が適用されます。

小売業

- ・ イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は軽減税率、店内飲食であれば、標準税率が適用されます。

飲食業

- ・ 飲食店での食事の提供やケータリング等は、標準税率が適用され、持ち帰り販売、出前等は軽減税率が適用されます。



軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、
次の項目を参考にご自身でご確認ください。



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- ☐ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- ☐ 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- ☐ 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- ☐ 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- ☐ 会計システム等の導入・改修・入替え
- ☐ 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用を検討）
- ☐ 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- ☐ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- ☐ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- ☐ 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- ☐ 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- ☐ 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- ☐ 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- ☐ 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- ☐ 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

Q 検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、
こちらのQRコードからアクセスすることができます。



税務図書の紹介

この度、全間連 大谷会長 監修、吉田専務理事 著による、読みやすく分かりやすい消費税の手引書が発刊されましたのでここに紹介します。

次頁の専用申込書で申し込まれますと特別割引価格となりますので、購入方よろしくお願いいたします。

これから
始める方
のための

やさしい 消費税 軽減税率 制度のポイント解説

全国間税会総連合会会長 大谷 信義 監修
全国間税会総連合会専務理事 吉田 一宗 著

➤ B5判・約80頁・定価1,000円(本体価格926円+税)・2018年6月刊

平成元年4月に創設された消費税は、今年で30年目に入っています。

平成31年10月からは、標準税率の10%への再引上げと併せて、「飲食料品(酒類及び外食を除く)」と「新聞」を対象として税率を8%に据え置く軽減税率制度が導入される予定です。

本書は、税務関係民間団体である間税会として、円滑な税務運営に協力する観点から、軽減税率制度について事業者の方々が誤りなく適正に適用されることを願い、出来るだけわかりやすく解説しました。

本書の特色

- ☞ 軽減税率の対象範囲について具体例を記載し、平成31年10月から適用される「区分記載請求書等保存方式」における消費税の税額計算の方法等について「ポイント形式」で整理！
- ☞ 消費税創設時に担当部署(旧大蔵省主税局税制第二課)に勤務し、消費税の理論にも精通した現全国間税会総連合会専務理事 吉田一宗が執筆！
- ☞ 間税会会員をはじめ、事業者の方々が軽減税率制度を理解し、実務を処理する上での実務必携書！

総目次

- 第一 消費税の性格
- 第二 消費税の基本的な仕組み
- 第三 軽減税率制度の仕組み
 - I 軽減税率の対象品目
 - II 税額計算の方法及び特例の施行スケジュール
 - III 区分記載請求書等保存方式
(平成31年10月1日～平成35年9月30日まで)
 - IV 適格請求書等保存方式
(平成35年10月1日以降)
- 第四 軽減税率対策補助金制度の概要

発行

一般財団法人 大蔵財務協会

ホームページURL <http://www.zaikyo.or.jp>

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1-14-1(財協ビル) TEL03-3829-4141 FAX03-3829-4001

平成 30 年 月 日

全国間税会総連合会 専用申込書

全国間税会総連合会 行

下記のとおりに申し込みます。

書 名 「これから始める方のための やさしい
消費税軽減税率制度のポイント解説」

販売価格 **800 円 (税込)** (定価 1,000 円・B5 判・約 80 頁)

送料 550 円・購入金額 5,000 円以上送料サービス

申込部数 部

※現品送付の際、請求書及び振込用紙を同封いたしますので、到着後お手数ですが、郵便局からお振込み下さい。

所在地	〒	—
-----	---	---

ご 名 称	ご担当者
-------	------

電話番号 ()

(申 込 先)

全国間税会総連合会

〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目23番6号 白川ビル3階

FAX 03-3437-0301

(電話 03-3437-0201)